

(事件番号) 令和4年(少コ)第19号 損害賠償請求事件  
原告 有限会社学術秘書  
被告 株式会社文藝春秋

令和4年7月25日

## 準備書面

原告 有限会社学術秘書  
代表者 取締役 池田剛士 印

訴状の紛争の要点(請求の原因)について、以下のとおり補足する。  
なお、記述は、「6月提訴分計9件(いずれも少額訴訟であり、事件番号は第18号から第26号まで)」で共通している。

- (事件番号) 令和4年(少コ)第18号 株式会社吉野家
- (事件番号) 令和4年(少コ)第19号 株式会社文藝春秋
- (事件番号) 令和4年(少コ)第20号 日本テレビ放送網株式会社
- (事件番号) 令和4年(少コ)第21号 株式会社NHK出版
- (事件番号) 令和4年(少コ)第22号 株式会社日本経済新聞社
- (事件番号) 令和4年(少コ)第23号 公益社団法人鳥取県栄養士会
- (事件番号) 令和4年(少コ)第24号 株式会社小学館
- (事件番号) 令和4年(少コ)第25号 株式会社岩波書店
- (事件番号) 令和4年(少コ)第26号 株式会社研究社

各被告各事件の個別具体的要点については、太字斜体で記している。

平成29年(2017年)1月28日以降、茨城県水戸市発で全国各地に広がった「明治百五十年の大過」の訂正の総決算として位置づけられる、水戸地方裁判所及び水戸簡易裁判所における「ムチン騒乱」にかかる一連の裁判「水府裁判」は、インターネットで現在公開中の特許庁「特許公報」の一括訂正を求める義務付け行政訴訟や、訂正対応が遅れた責任を問う農林水産省、厚生労働省、文部科学省の3省に対する国家賠償請求訴訟を含む、複数の提訴が予定されている。

記

## ①原告の権利又は法律上保護された利益は具体的に何なのか

原告は、誤情報の拡散や情報操作をその帰結とする「メディアの失敗」の是正を主な業務内容としているが、これは、「公共の利益」に資すると同時に、「資本主義の本来あるべき姿とは何か」を問うものでもある。

経済学の父、アダム・スミスが生きた時代や前世紀までとは違って、現時では「メディアの失敗」を是正する有効な手段として、インターネットが存在している。

インターネットが社会の日常を映し出す鏡として、その本来のあるべき姿を具現しつつある今、ビットコインなどの「マイニング（採掘）」に似て非なる、インターネット上の数多の「常識」の中から「本当の常識（コンセンサス）」を発見・発掘する営みが、大きなビジネスチャンスを生み始めている。

それは、原告が提唱する次世代の「学術コンサルティング」、「『勉強が仕事になる』インターネットの新しい使い方『メイド・イン・インターネット』」である。

「勉強が仕事になる」とは、インターネット上に成り立つ「先生対生徒」の「多対1」の関係を、学校や教室と同じ「1対多」の関係に変換する仕組みをつくれば、またその手本とすべき実物教授（成功例）さえあれば、その言葉どおりに、勉強は子供だけのものではなく、誰にとっても一生涯の仕事になりうるという意味である。

それは同時に、その閉鎖性と排他性を特徴とする学問や芸術の専門性の壁や「専

門家」の職業独占を崩壊させる「EdTech（エドテック）」の新潮流であり、その本命でもある。

カール・マルクスら悲観論者や反対論者が唱えてきた資本主義の弊害（貧富の格差拡大など）の本質的原因をつくってきたのは「市場の失敗」や「政府の失敗」などでは決してなく、「反権力」「言論の自由」などを盾に手つかずのままに放置されてきた「メディアの失敗」によるものであったことがますます明らかになりつつある。つまり、資本主義生得の自己矛盾ではなく、メディアが生産力の発展に追いつかないという跛行状態がもたらしてきた災いにすぎず、「恐慌」現象が始まったスミスの時代と何ら変わらない。

「メディアの失敗」が時代の新たなテクノロジーによって克服されれば、スミスがその強調を惜しみえなかった道德感情が「神の見えざる手」となって、未完の資本主義がついにその黎明期を経て、その本来あるべき姿を現すという世界史的展望も生まれてくるだろう。

本訴の、平成26年（2014年）1月28日以降の「『ガラクタンの呪い』撲滅キャンペーン」をその前身とし、平成29年（2017年）1月28日に装いを新たに「『フィッシャーの呪い』撲滅キャンペーン」としてスタートした、「ムチン騒乱」を招いた「明治百五十年の大過」の訂正（いわゆる「令和の改新」）にあっては、その指示、伝達、そして主体についても、原告が独占している歴然たる事実があ

る。

「指示独占（通達）」、「主体独占（学術秘書）」、「伝達独占（公共メディアじゃんぬ）」の3つの訂正独占が成立している事実については、「ムチン 訂正」の2つのキーワードでインターネット検索を行えば、誰でも容易に確認できる。

農林水産省や厚生労働省、そして文部科学省などの各省や所管独立行政法人等の「国の機関等」との関係においても原告の独占が成立した背景には、誤情報があまりにも長く、広く拡散しすぎたがために、その影響範囲が大きすぎて、消費者庁ですら「『死に体』になっていた」「いっさい関与できない」という事情があった。

また、広報誌などを通じて、「国の機関等」、すなわち「国家」が最大の誤情報発信メディアでもあったことも大きい。

よって、被告が故意又は過失により原告の当該業務を作為又は不作為をもって妨害した場合、原則として、それらは不法行為に該当しうることに注意されたい。

また、被告には、原告が裁判（民事及び刑事、行政事件）などによる「被害者救済」の分野でも相当の責任をもたざるをえない立場にいることにも留意されたい。

なお、現在進行中の「メイド・イン・インターネット革命」の生みの親は、訴状で明記したとおり、さといもの新しい食べ方「脳響水（のうきょうすい）」の考

案者である、水戸市在住の看護師、中西京子さんである。

ムチンにかかる「明治百五十年の大過」を発見した中西さんのさといもの機能性研究は今から 10 年以上も前の、平成 24 年（2010 年）1 月 28 日にまでさかのぼる。

中西さんが職を賭してまで火中の栗を拾わなかったなら、その「大過」は未来永劫続いていたことであろう。

ここで改めて中西さんの勇気と献身を称えたい。

## ② 被告株式会社文藝春秋がどのように①を侵害したか

上記「①」で、「よって、被告が故意又は過失により原告の当該業務を作為又は不作为をもって妨害した場合、原則として、それらは不法行為に該当しうること  
に注意されたい。」と述べたとおり、一口に「妨害」や設問「②」の「侵害」といっても「作為」「不作为」の両方のかたちがある。

本訴でいう「作為」に含まれる行為として一番わかりやすいのは、誤情報の発信だが、そこではその「頻度」が問題になる。

その頻度には大きく「初めて（新規）」と「再び（追加）」の別があり、後者については回数が増えれば、「何度も（連続）」の誤情報の発信となる。

ただし、「新規」であるか否かを判断するチェックポイントは、「訂正開始日（2017

年1月28日)」である。つまり、この日以降の誤情報の発信分が「新規」扱いになる。

その一方、「不作為」とは、原告が行う、「過去に発信した（発信済みの）誤情報を訂正せよ。」との原告指示に従わない、つまり、既存の誤情報を発信し続ける行為である。

この「既存の誤情報」については、新規分とは違い、「いついつまでの誤情報が訂正の対象になるか」を判定するためのチェックポイントはあえて設けていない。なぜなら、検索結果への反映にかんがみて、原則、インターネット上で閲覧可能なすべての誤情報を訂正指示の対象とせざるをえないからである。

したがって、インターネットならではの措置といえるが、ウェブサーバー上に現存する、ハイパーリンクが貼られていないファイル（画像ファイルやPDFファイルなど）も、検索システムでヒットするものに限り、指示対象に当然含まれる。そのため、たとえば原告の訂正指示を受け、リンク元のページの訂正（リンク設定の解除など）が行われたものの、リンク先のファイル自体が削除ないし閲覧不可とされていなかった場合には再度訂正を求めている。

誤情報の存在確認は主に、「site:ドメイン名 ムチン」で行っている。ウェブブラウザの検索ボックスに上記文字列を入力すれば、その検索結果で誤情報の発信の有無を特定できる。文字列「site:」は、ウェブサイトの「英:site」の綴りであ

り、「:」はコロンである。たとえば読売新聞の場合、ウェブサイトのアドレスは「<https://www.yomiuri.co.jp/>」である。「ドメイン名」とは、その文字列「yomiuri.co.jp」の部分を目指す。「ドメイン名」と検索したい言葉「ムチン」の間の空白は半角スペースであるが、「site:」と「ドメイン名」の間に空白はいれない。

動植物の粘液の主成分をムチンと呼ぶ「明治百五十年の大過」の起源となる誤情報を、戦前から戦後にかけての30年もの長期にわたって『理化学辞典』『生物学辞典』『英和辞典』の3冊の辞典を通じて発信しながらも、うち前2冊についてはすでに半世紀以上も前に訂正を終え、また残り1冊は市場自体から撤退している第25号事件の被告株式会社岩波書店と、第21号事件の被告株式会社NHK出版及び第24号事件の株式会社小学館の3被告を除いた6月提訴分計9件の6被告はいずれも原告の訂正指示に従わなかったために、①で主張した原告の訂正独占権が侵害されたというのが原告の主張である。

被告株式会社岩波書店は今回の誤情報発信の「張本人」でありながら、「(訂正独占権を有する)原告の協力者」を装い、「(被告株式会社岩波書店は)本件とはまったく無関係である」とする不実の申告をもって原告を騙し、真相の解明を遅らせるなど、原告の訂正業務に多大な支障を与えた。

その真相「(日本国内だけで)植物の粘性物質をムチンと呼ぶことの根拠や起源」

が「誤訳」に求められること、つまり先達たちが輸入学問で生じる言語の壁をうまく乗り越えられなかったことにあったことについては、本準備書面の最後で述べている。

また、第 21 号事件の被告株式会社 NHK 出版及び第 24 号事件の株式会社小学館については、被告が、誤情報の訂正が始まってからちょうど 5 年となる「令和 4 年 (2022 年) 1 月 28 日」までに原告の訂正指示に基づいて訂正対応を終えた事実をふまえ、とくに「(被告の) 対応の遅れ」をもって原告の上記訂正独占権が侵害された、と原告は主張していることに注意されたい。

### ③ ②について、被告株式会社文藝春秋の故意又は過失があるのか

「②」と同じく、上記「①」の「よって、被告が故意又は過失により原告の当該業務を作為・不作為をもって妨害した場合、原則として、その行為は不法行為に該当する。」との意味内容に照らして、その故意又は過失の有無が問われることはいうまでもない。

ひとつは、保身に走り事実関係を組織的に隠ぺいしようとした第 25 号事件の被告株式会社岩波書店を除いて、原告の訂正業務に無視できない影響を与えた「(最後まで) 原告の訂正指示に従わなかったケース」で、かつその故意が明白であったとみられる場合と、もう一つは、「それにふさわしい、期待される役割

を果たさなかった」場合の「過失（対応の遅れ）」の2つのケースに限って提訴した。

ここでいう「それにふさわしい、期待される役割」は、「誤情報の再発防止の任を積極的に引き受け、関係者に対して注意喚起を行い、訂正を促すべき側の立場にいたはず」という意味である。

被告に「明白な故意」があったことを裏付ける事実は、以下の2つである。

(イ) 原告が被告に対して、必要かつ十分な情報提供を行っていた事実

(ロ) 被告が過去において、原告の訂正指示に従っていた事実

**第19号事件の被告株式会社文藝春秋、**

**第23号事件の公益社団法人鳥取県栄養士会、**

**第26号事件の株式会社研究社**

の3被告については、「(イ)」のみが当てはまる。

**第18号事件の被告株式会社吉野家、**

**第20号事件の被告日本テレビ放送網株式会社、**

**第22号事件の被告株式会社日本経済新聞社、**

の3被告は、「(イ)」と「(ロ)」に該当するケースである。

そして、

**第21号事件の被告株式会社NHK出版、**

第 24 号事件の被告株式会社小学館、

の 2 被告は、「(イ)」と「(ロ)」に該当するが、「それにふさわしい、期待される役割を果たさなかった」。

なお、第 21 号事件の被告株式会社 NHK 出版及び第 24 号事件の被告株式会社小学館については、言わずもがな、今日のように、組織のコンプライアンスやガバナンスが尊重されなければならない現状も考慮した上での提訴である。

このコンテキストにおいて、第 25 号事件の被告株式会社岩波書店については、見逃すことができない重大な違反があったことは明白である。

④ 被告株式会社文藝春秋の不法行為により、どうして 5 万円の損害が発生したのか

件の「5 万円」とは、原告がクライアントから仕事を受ける際の「着手金」である。

被告が発信した誤情報や不実の申告、対応の遅れのせいで、通常の訂正業務とは異なり、追加の訂正業務が突発的または断続的に多発し、業務全体の進捗を妨げることになったことが着手金相当額の請求の理由である。

当初の予定では東京オリンピック・パラリンピック開催年の令和 2 年(2020 年)

11 月中までの終了としていたが、こうした妨害行為のため、2 年近くもの遅延

が生じている。新型コロナウイルス感染拡大も影響した。

「訂正対応に協力した者たち」はもちろん、原告や中西さんらへの「(電光石火の)襲撃」という言葉で最もよく表現できる「信じがたい蛮行」、史上最大規模の妨害行為(いわゆる「令和の二・二六事件」)をおこなったのは、「社会の公器」を標榜する株式会社読売新聞東京本社である。

同社は「(事件番号) 令和4年(少コ)第14号」の被告であり、裁判は現在、通常訴訟に移行している。卓照綜合法律事務所(東京都千代田区)所属弁護士3名(齊藤貴一、深瀬仁志、福田舞)が被告訴訟代理人弁護士を務める第2回口頭弁論期日は9月5日である。今後、訴訟物を当初の1万円から2500万円へ、さらに1億円強まで増額予定である。

その結果、ムチン騒乱を教訓に、社会から無知や無関心、無視をなくすための「公共メディア じゃんぬ」の立ち上げや、「中西さんが開けた『パンドラの箱』の中の希望」となった医学・生理学上の新たな知見に基づく糖代謝疾患(糖尿病など)の新たな治療方法や新薬の研究開発プロジェクト、これまた中西さんがきっかけとなってその着想が生まれた民事裁判のあり方を大きく変える「セカンドコート(第二法廷)」の創設など、原告のロードマップの修正が必要となった。その中に、中西さんの考案した脳響水の関連事業(とくに清涼飲料水としての商品化)も含まれている。

たしかに「実際の損害額」は被告間で相当違いはあるが、もっぱらその解決を急ぐため、少額訴訟を選択し、各被告に対して一律 5 万円で請求を行った経緯がある。

被告が原告の請求を認諾した場合、あるいは、被告がホームページ上での「お詫びと訂正」の掲載などの条件付きで原告と和解が成立した場合、被告が今回の訂正に協賛したものとみなし、当該 5 万円はその協賛金として扱うものとする。

しかし、被告の申し立てにより、少額訴訟が通常訴訟に移行すれば、当然、「実際の損害額」を算定後、訴訟物の増額を行う。

#### ⑤ ②と④の因果関係

誰もが日常的に経験していることだが、インターネットの検索結果一覧をみれば、確かにその情報がトップページにあるかないか、それと同時に、トップページの何番目にあるかといった掲載順に目が引かれる。

しかし、一般に、実際に開いてその内容を確認すべきか否かの判断にあたっては、その発信元がどこか（誰なのか）が最も重視されるだろう。

言い換えれば、たとえ同じ内容の情報であっても、誰が発信者であるかでその評価や影響範囲はまったく異なる。

原告提訴の被告はいずれもその情報発信で一定の影響度を有しており、誤情報

が商品の売れ行きを左右したり、誤情報そのものが商品であったりする。

インターネット上ではその影響度に従って情報の参照が繰り返される。それに伴い、訂正の進め方もそれに合わせて異ならざるをえない。原告提訴の被告の場合、個人ブログなどの場合とは違って、誤情報の発信元への直接的訂正指示に止まらない。誤情報の拡散の程度に応じて、関係者への伝達（いわゆるステークホルダー対策）が必要となる。

たとえば「株式会社 PR TIMES（ピーアールタイムズ）」のようなプレスリリース配信事業者は、原告から情報提供を受けてムチンに関する誤情報の件を承知している。しかし、「(編集権がないため) 注意喚起もできない」という理由で、問題のプレスリリースをそのまま「ヤフーニュース」「goo ニュース」などの複数のニュースサイトに配信してきた経緯がある。また、これらのニュースサイトは訂正依頼等については配信元に連絡するよう求めている。あたかも配信元が記事を訂正すれば、転載先の記事が一元的に自動訂正されるかのような説明だが、実際はそうなっていない。

また、訂正全体の進捗状況との絡みも出てくる。誤情報がどのタイミングで発信されたか、あるいは、原告の訂正指示にもかかわらず誤情報が放置されていたかも、訂正業務に少なからず影響を及ぼしうる。

「訂正全体の進捗状況」を年表形式で振り返れば、主な出来事は以下のとおりで

ある。

平成 29 年（2017 年）9 月 国立国会図書館立法考査局調書

平成 30 年（2018 年）1 月 国立健康・栄養研究所監修本の訂正

平成 30 年（2018 年）11 月 NHK きょうの料理 60 周年記念本の記事

平成 31 年（2019 年）1 月 丑田教授「ムチン奇譚」

令和 2 年（2020 年）7 月 公益社団法人日本食品科学工学会の訂正

令和 3 年（2021 年）8 月 公益社団法人静岡県栄養士会の記事

**被告株式会社吉野家の場合、2015 年 7 月の商品発表当時の記事内容（甲 4）が訂正されていない。つまり、お詫びと訂正をしないまま、問題の商品が現在も同趣旨の効果を謳い、継続販売されている。それに伴い、商品紹介や関連する情報発信も増える傾向にある。**

**被告株式会社文藝春秋の場合、その影響力の大きさから、誤報発信者の間からは、『文春砲』で取り上げられたら訂正する。』といった趣旨の声がよく聞かれる。逆に言えば、関係者に「それほど大した問題ではない。」と思わせ、原告の訂正業務を困難なものにしている。したがって、文春初の誤情報（甲 5）が与えた影響は無視できない。**

**被告日本テレビ放送網株式会社の場合、たとえば「ネバネバ選手権」といった企画で誤情報を発信し続けた『ザ！鉄腕！DASH!!』番組出演タレントのファン層**

を中心にネット上に誤報が拡散している。また、同タレントを CM で起用する  
フマキラー株式会社からも同様の誤情報が発信されている。これは、有名タレン  
トと誤情報が紐づけされることで、訂正業務が困難になる証左である。その一  
方、同業他社のアース製薬株式会社は原告の要請に従い、すでに訂正対応を終え  
ている。

被告株式会社 NHK 出版の場合、株式会社主婦の友社や株式会社主婦と生活社、  
株式会社光文社など他の出版社も同様だが、「ムチン」という呼称さえ変えれば  
問題ないとして、その点についてのみ訂正しただけで、野菜や発酵食品などのネ  
バネバ食材の効能・効果についての記述まではまだ改められていないのが現状  
である。つまり、「ムチン」が、「ペクチン」や「(水溶性) 食物繊維」といった  
別の言葉に置き換えられ、ムチンで語られてきたさまざまな効能効果がすべて  
そのまま後者の「ペクチン」や「(水溶性) 食物繊維」に帰せられるという「名  
寄せ現象」が生じている。その結果、今度は「食物繊維とは何か」の理解で誤解  
が生じさせられている。訴状の「『善後策』に関する回答を何度も求めた」とあ  
るのは、この件である。そのため、検索キーワード「ムチン」を中心とした従来  
の誤情報の発見方法の見直しも迫られている。

なお、原告の指示に基づき、運営側で即時訂正が行われたウィキペディア日本語  
版の項目「ムチン」で、誤った表記があることに注意されたい。それは、「ムチ

レージ」である。「英:mucilage」は一般に、英語で読んだ場合、「ミュージレージ」とカナ表記される。問題の「ムチレージ」という言葉はこの世に存在しない。それは、ドイツ語（「ムチン」の「ムチ」）と英語（「ミュージレージ」の「レージ」）が混合した言葉だからである。ドイツ語での発音に従えば、「ムチラージ」が正しい。こうした表記の訂正も訂正業務の中に含まれる。

被告株式会社日本経済新聞社の場合、読売新聞社の「ヨミダス歴史館」とは違い、『日経テレコム』はその使い勝手の良さやコストの安さから全国の公立図書館で採用されることが多い。情報の入手のしやすさや、新商品紹介などの経済専門誌としてのポジションにかんがみて、被告による誤情報の発信は特別な意味を有している。紙面では農業についても取り扱われており、オクラなどの農産物市況の解説コーナーの中での誤情報であるだけに、訂正への影響は少なくない。その信頼度からみても、原告の申し出により誤情報の発信が止まった『日本農業新聞』や『日本食糧新聞』を上回っている。

なお、訴状の『日経サプリメント事典』は、カシオ製電子辞書の上級モデルでも収録実績がある。

被告公益社団法人鳥取県栄養士会の場合、被告が訂正対応をとっていないことが明らかである。鳥取県内の学校給食会が大量の誤情報を発信し続けている。実は鳥取県は原告の訂正指示を受け、全国でもいち早くJA（全農）が対応した県

であったし、自治体レベルではじめて「お詫びと訂正」を出したのも鳥取県北栄町であった。

しかし、JA（全農）の「対応」の肝心の中身はというと、「訂正」とはいえない内容であった。担当者からのメールには、それ以前から「ムチン」の呼称が問題視されており、当局との話し合いが行われていた事実が記されていた。つまり、関係者は、問題があることを承知のうえで、鳥取県産ながいものネバネバ成分を「ムチン」と呼んでいた経緯があった。

そして、今後は、「『ムチン』の代わり」と称して、「ムチン型糖タンパク質」を使う旨を述べていた。しかし、「ムチン型糖タンパク質」とは、「ムチン」と同様、動物性の成分を指す言葉である。そもそもこの言葉は、日本国内で植物のねばねば成分をムチンと称する誤情報の拡散をふまえて、「やむをえず」、研究者らがその「ムチン」と区別するためにあえて作った学術用語にすぎない。また、彼らは、同時に、「植物性ムチン」「動物性ムチン」という二分法的呼称を誕生させた。つまり、誤情報の影響があまりにも大きかったがために、彼らは、不本意ながらも、逆に、「植物性ムチン」の語感から明らかなように、「植物にムチンが含まれる」ことを事実上認めざるをえなかったほどである。

実際、原告の訂正が始まるや否や、「ムチン」から「ムチン型糖タンパク質」への改名が進んだ。が、しかし、それは改悪である。

原告の訂正指示に基づき、そうした「改悪」に気づき、訂正とお詫びを出したのが株式会社カゴメである。カゴメは、その前年にヘルスケア情報キュレーションサイト「WELQ」（ウェルク）が引き起こした「DeNA 問題」の再燃を恐れて、野菜のキュレーションサイトの一括訂正に応じた。

また、鳥取県だけでなく、全国的にみられる残念な現象だが、「特別支援学校」発の誤情報の訂正が進んでいない。「普通学校」の訂正がすべて終わっているにもかかわらず、障害などで問題を抱える児童生徒、その保護者らの「特別支援学校」だけが残されている。

上記のような理由で、被告の誤情報が原告の訂正業務に対して持つ意味がいかに大きいかはいうまでもない。

被告株式会社小学館の場合、訴状に書いたとおり、『デジタル大辞泉』の項目「ムチン」について、「〔補説〕オクラや山芋などに含まれるぬめり成分もムチンと呼ばれることがある。これは高分子の多糖類とたんぱく質が結合したもので、動物の粘液に含まれるムチンとは異なる。」と「補説」を付け、この件について以下のように説明していた。

「コトバンクに掲載している「デジタル大辞泉」における  
項目「ムチン」につきましてご指摘いただきました。

この件に関しまして、私ども編集部は執筆者と協議のうえ、

以下のようにお答え申し上げます。

現在、補説において

「植物性のねばねばは、ムチンと呼ばれることもあるけれど、それは、本項で "動物性のもの" と明示的に説明しているムチンとは、違うものだ」と説明しています。

言葉の使われ方を解説する国語辞典である大辞泉としては、

『植物性のものをムチンと呼ぶこともある』という

慣習的な内容を採用しつつ、

専門的な見地とのギャップを解消するため、

本項ではなるべく科学的事実に基づいて説明し、

補説でこの語の用法が混乱している「現象」を付記する、と

いう方法を取った次第です。

どうぞご理解たまわりますようお願いいたします。

しかし、その半年後、補説から「これは高分子の多糖類とたんぱく質が結合したもので、動物の粘液に含まれるムチンとは異なる。」の一文が削除された。つまり、その結果残った「[補説]オクラや山芋などに含まれるぬめり成分もムチンと呼ばれることがある。」の一文は、誤情報を肯定しているとしか読み取れない。その後、原告の申し入れで、令和3年(2021年)10月、「補説」が全削除とな

って今日に至っている。

被告の「補説」が原告の訂正業務に大混乱をもたらした。

被告株式会社岩波書店の場合、本準備書面の各所で述べているため、省略する。

被告株式会社研究社の場合、被告が「英: mucus」の語釈について、「(岩波書店に) 右倣えしてしまった」ことが事の始まりであった。岩波撤退後、被告が英語辞書の分野で影響力を高めたことが誤情報拡散の被害を大きくしている。

被告が現在、ホームページ上で『ルミナス英和辞典』を公開し、無償提供しているが、被告の大辞典と同様、誤った語釈のままである。この件については、被告岩波に関する説明を参照されたい。

被告の責任が重いのは、むしろ「カタカナ語辞典」の分野である。被告の『外来語小辞典』が、新聞の部数が伸び、ラジオ局が増え、テレビ放送も本格化する戦後の記者や編集者などの関係者から重宝がられ、重版を重ね、また、他の出版社が追随し、同辞典の語釈「ムチン Mucin 《ド》 粘液素 (動植物の粘液の主成分)」がコピーされた結果、今回の誤情報がメディアから大量に発信されることになったという事情がある。

#### ⑥ どうして②が違法なのか

被告の違法性が問われないことになれば、諸悪が見逃され、後代に禍根を残すこ

とになる。

株式会社コーセーの高級化粧品ブランド「コスメデコルテ」のように、豚の胃粘膜などからの抽出成分「ムチン（ムコ多糖）」を原材料とする化粧品でありながら、あたかも植物由来化粧品であるかのように偽装する、参天製薬株式会社やロート製薬株式会社が協賛し、公益財団法人日本眼科学会認定専門医が推奨する、世界初のドライアイ対策サプリメント「バイオティアーズ」のように、涙の成分をアロエなどの植物粘質物と偽った商品を発売する、ビジョンケアカンパニー（米国ジョンソン・エンド・ジョンソンの関連日本法人）の「ワンデビューオアシス」のように、同じく涙の成分であるコンブやナメコの粘質物を模した成分が含まれるコンタクトレンズと称して販売するといった、とくに化粧品や医薬・医療機器分野における便乗・詐欺商法を無罪放免にすることになる。

また、植物学者の田中修（甲南大学名誉教授）らの「オクラがねばねばしている理由は自らの身を守るため、かじったときにねばねばが出れば虫は気持ち悪くなってかじるのをやめるからだ。」といった非科学的でメルヘンチックな説明を好む畑違いにも程がある似非生物学に依拠し、「粘膜免疫」「腸管免疫」といったキャッチーなキーワードで、糖の代謝物（老廃物）にすぎないムチン（糖タンパク質）を「粘膜を保護する」などと称して、ムチンとはその構造が全く異なる「IgA（アイジーエー）」「レクチン」などの「タンパク質」よりも最前列の生体

防御・免疫物質に仕立て上げようとしたり、自然界には存在しないムチンを構成する「多糖（ムコ多糖）」などの物質に生理活性を見いだそうとしたりするなどといった糖鎖や腸内細菌の研究で蔓延している研究不正（いわゆる「メディアを使った研究不正」）を野放しにすることになりかねない。

中西さん自身が、メディアにみる社会の無知や無関心につけこみ、科学の常識を無視し、進歩を阻み、職業倫理にもとる研究「メディアを使った研究不正」の被害者であったことを忘れてはならない。

また、全国の小中学生を対象にした文部科学省後援の「自然科学観察コンクール（通称「シゼコン」）」のように、一般社団法人日本植物生理学会から発信された誤情報を参照・引用したのために受賞作品「オクラの水玉」から誤情報が発信されていることを知りながらも、掲載中止などの必要な措置をとらず、それが呼び水となって他の自然科学系コンクールでの受賞作品を生むといった誤情報発信の連鎖が生じている。

さらに、「モロヘイヤに含まれるムチンは、タンパク質の消化吸収を助け、疲労回復に役立ちます。」「ナメコを食べるとドライアイの予防になります。」「納豆の糸を引く成分はムチンで、美肌効果があります。」「日本人の長生きの秘訣は、ネバネバ食を好むからです。」などといった児童生徒、保護者らに健康増進や食育にかかわる誤った知識が植えつけられ、食生活がゆがめられてきた歴史を是認

することになりかねない。

上記のとおり、「諸悪」は枚挙にいとまがない。

被告株式会社吉野家が、今では日本人の食生活に定着した感もある夏場に、疲労回復やスタミナ増強などと称して、マグロの切り身や鰻の蒲焼の上に刻みオクラや納豆などのネバネバ食材を添えた「とろろがけご飯」を食べる食文化を一般に広く知らしめてきた。大麦や雑穀を販売する株式会社はくばくなどが「6月16日」を「麦とろの日」とし販促を行ったり、牛たん・とろろ・麦めしで東京都内を中心に店舗展開する株式会社ねぎしフードサービスが外国人向けサイトなどでとろろに含まれる成分「ムチン」に関する情報を積極的に発信したりしてきた。

しかし、とろろの原料となる長芋や山芋の粘質物「ムチン」がとくに不妊治療で経済的、精神的に悩む男性の妊活に役立つとの触れ込みで、ゲンナイ製薬株式会社などの製薬メーカーから「山芋ムチン」入りの各種サプリメントが発売された経緯などにかんがみて、誤情報発信での被告の責任は非常に重い。

ちなみに、「サッポロ一番」のブランドで知られるサンヨー食品株式会社の「塩らーめん」のように、麺に山芋粉を練りこんだインスタントラーメンの販売が続けられている一方、平成28年(2016年)には日清食品株式会社が主力商品である「チキンラーメン」の原材料から「やまいも」を外し、代替品への切り替えを

行っている。その見直しの理由はアレルギー対策である。

最後に、動植物の「粘液の『主成分』」にかかる誤認混同が誤った日本語訳に由来するとの新たな情報提供が始まったのは、令和3年(2021年)1月28日のことである。この件についてもここで付言しておく。

「明治百五十年の大過」の本当の起源は、ムチンが植物中に存在するか否かの科学的証明にあったのでは決してなく、日本医学会、公益社団法人日本化学会、公益社団法人日本生化学会などの現存する自然科学系学会をも巻き込み、「(動物の)粘液(英:mucus)」の主成分「英:mucin」の語訳として「粘液素」「粘液質」「粘素」といった誤った日本語訳が与えられたためである。

それらの語感からは、赤、青、黄色といった「色素」、タンパク質、糖質、脂質といった「栄養素」といった一群の、特色ある物質を総称する言葉としてのイメージが拭いきれない。

なぜ学会が揃いも揃ってそのような訳語を採用するに至ったのかといえば、「英:mucin」の語源とされる「(動物の)粘液(英:mucus)」に、「(動植物の)粘液」という語訳が与えられていたからにほからならない。つまり、英和辞典の紙幅を節約したいがための、「名訳」とまで称賛された語訳が実はその原因であった。したがって、「(粘液の主成分が動植物間でその違いのあることが)最近になって分かった。」「(新たな分析方法などの)科学の進歩のおかげだ。」「『古い言い方』

というだけでなんら間違っているわけではない。」といった言質はまったくの詭弁でしかない。

その極みといえるのが国立研究開発法人の理化学研究所である。理研は平成 19 年（2007 年）にクラゲに含まれる「クニウムチン」関連のプレスリリースや広報誌を通じて、今回の誤情報を国内外に拡散させていた。科学誌「ネイチャー」の日本語版サイトには当時の記事が訂正されることなく掲載されている。

「植物界ではムチンの存在が科学的に証明されていない」事実を伝える「ムチン奇譚」は、その責任者であった丑田教授の懺悔である。丑田教授は当時を振り返り、先行研究についてのサーベイが不十分であったことや、「山芋や納豆と同じ成分『ムチン』だ」とはやし立てるメディアへの迎合に終始してしまっていたことを認めている。

だが、それにもかかわらず、理研は未だこの件について組織としてお詫びと訂正をしていない。そればかりか、今回の不祥事の発覚直後、同事業を出光興産株式会社売却している。

「ムチン奇譚」には、「ある一般の方が自分で調査された資料を添えて参照されてきた」とあるが、その「ある一般の方」とは中西京子さんのことである。

以上

